

第二十三章 町村合併と新日高町の誕生

第一節 日高町ほか五カ村の合併

戦後における町村合併の促進

すでのべたように昭和二十年（一九四五）八月、ポツダム宣言を受諾した我が国は、軍国主義、超国家主義を排し民主主義を確立して、体質改善を推進する様要求され、憲法の改正、地方自治法の制定、その他諸法令を改正し宣言の趣旨に副う様努めたが、その結果六三三制教育の実施、自治体警察の創設、その他、消防、選挙等、各般にわたる改正が行われ、その多くの行政事務が地方自治体に委譲された為、市町村の財政需要は激増し極度の財政難におちいった。

昭和二十四年（一九四九）五月には、米国よりカール・S、シャウプ氏を团长とする税制使節団が来日し、一〇日間わたる調査を実施し、同年八月わが国の行財政制度の改革に関する画期的な勧告を行った。このシャウプ勧告は税制の改革を中心とするものであったが、又地方公共団体の自主性を強化し、行政事務は市町村優先であるべきものと強調した。ここに於いて政府は行政調査委員会設置して、この勧告に従っ

て国、県、市町村の行政の責任を明らかにし事務の再配分を行う事にした。

兵庫県に於いても昭和二十四年十二月二十六日地方行政調査委員会議を発足させ、行政事務の再配分を図ると共に地方公共団体の規模を合理化し、強力な市町村をつくる様審議を重ねた。

昭和二十七年（一九五二）には、県は市町村規模推進資料として「合併読本」を作製して各町村長、議会議員に配布して啓蒙に努め、同年六月十二日には兵庫県適正規模調査委員会規程を設けこれを発足させた。町村合併に関する国、県の方針が漸く具体化するにつれ、戦後の経済の変動により極度の財政窮迫状態にあった市町村も、地方自治の繁栄と住民福祉を図るためには、地勢、人情、風俗、習慣、産業、経済、等に於いて同一性を有する町村は合併して、その基盤を強固にすべきだとの動きが見えだした。

昭和二十七年十二月には、知事の付属機関として市町村適正規模調査審議会が設けられ、昭和二十八年十一月一日には町村合併促進法が施行されて、町村合併及新町村建設計画の実施については、国県が特別の措置を講じ援助する事になった。県は各町村に町村合併促進協議会の設置を勧奨すると共に、合理的かつ理想的な町村合併の実現を図るため、昭和二十九年二月十三日、国の基本計画、県の基本要綱に基き町村合併計画策定要領を定めて各地方事務所長に通知し、町村合併計画案を作製提出させた。県はこの合併計画案を慎重に検討し、町村合併計画を決定し五月十三日これを公表した。

兵庫県の町村合併計画試案

わが町に関する兵庫県の第一次合併計画試案は次のとおりでもった。

（関係町村名）

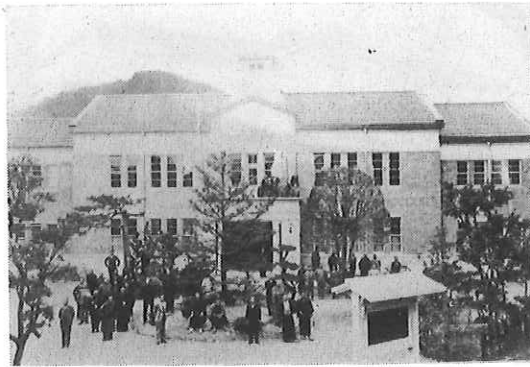


写真237 旧日高町役場

国府村、八代村、日高町、三方村、西気村、清滝村
(歴史的、地理的、行政的関連性)

一、山間部特有の豊かな人情にして風俗習慣も近似している。国府、日高、八代は但馬国司の管下であり、また西気、清滝は明治二十七年十二月まで同一村であったなど、歴史的にそれぞれ密接な関係がある。

二、円山川及びその分流の稲葉川の流域に一連状に六町村が連り、山陰本線江原、国府両駅があり、バスの便も江原駅を中心に関係町村に四通している等、交通面より一体性を有している。

三、豊岡市ほか二三町村による豊岡病院組合に六カ町村とも加入し、日高町にその分院が設けられている。

又道場井堰土地改良区を八代・国府・日高でもち、豊岡高校分校も同一校区となっている。

この試案は至極妥当なもので、住民も斉しく認むる所で、何等異議をはさむ余地のないものである。ただ遠く古代以降同じ気多郡圏として、親戚町村の交誼を厚くして来た中筋村が昭和二十五年四月一日豊岡市へ、三椒村が昭和三十年二月三日竹野村へ、それぞれ合併となった事は地勢上やむを得ないものではあるが、感慨ひとしおである。

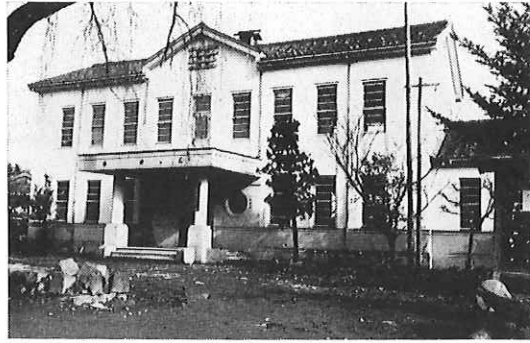


写真238 三方村役場

六カ町村の合併への動き

昭和二十九年（一九五四）二月十九日、日高町長太田剛太郎が中心となり、国

府、八代、日高、三方、清滝、西気の各町村の合併を目的にして、幹部の話し合いが始められた。

三月八日には旧気多郡及び宿南村長、正副議長が合併につき合合し、三月二十日に合同会議を開くことをきめた。

三月二十日には、六カ町村の幹部を集め有本地方事務所長を招き町村合併の説明会が開催された。

同年四月九日、六カ町村はおそくとも九月末日までに合併促進協議会を発足させ、合併の時期を昭和三十年一月とする事を申し合せた。

同年六月六日、六カ町村の町村長、議会議長の会合に於いて、八月中に合併仮調印まで手続きを完了する事を申し合わせた。

同年八月五日、宿南村より村長、正副議長、村議四名が日高町役場を訪れ、浅倉、赤崎地区の合併の正式申入れを行った。

同年九月一日の時点に於いては日高、八代、清滝、西気の四カ町村は合併賛成で、三方村、国府村は未確認であった。

同年十一月、六カ町村の町村長、議会議長の会に於いて、合併促進協議会委員として各町村より六名宛選



写真239 清滝村役場

この協議会は合併に関する諸問題、合併の形式、新町名、役場の位置、財産及引継負債の処理、議員の定数、職員の身分、支所その他合併諸条件を慎重に審議し、小異を捨てて大同につくの大義名分に徹し、合併を円滑に推進せんとするものであった。

国府村に於いては、早くより豊岡市に合併を望む北部の区と、日高町と合併を希望する南部の区との協調ができず、村に「合併問題研究委員会」を設けて度々審議を重ねたけれども、未だ結論を得るに到らぬ状態で、合併促進協議会に委員の出席が出来なかった。

昭和三十年（一九五五）一月二十四日、町村合併促進協議会に於いて国府村を除く五カ町村は合併事務が順調に進行する事を確認し、国府村を勧誘する一方、最悪の場合は国府村を除き五カ町村合併もやむなしとし、合併期日を三月十五日とすることを決定した。

新町名は各町村より日高、国府、但馬、神鍋等が候補として名乗られた為、抽せんにより決することとなり、同年二月十一日の合併促進協議会に於いて公正なる抽せんの結果日高町と決定した。

日高町は城崎郡南部ブロックの中心部に位置し、交通、経済共にこのブロックの支配的役割を果す環境にあるため、本町を中心とした近隣町村の合併を実現し、恵まれた地形を最高度に利用活用する事を希望して



写真240 八代村役場

いた。県の策定した合併計画がその意のごとく本町を中心とした周辺五カ村の合併であったため、その線に副う解体による六カ町村の新設合併が最も適当であると推進したが、国府村の村内意見の調整がつかず、五カ町村合併を余儀なくされ、国府村の参加を将来に托して、昭和三十年二月十一日、町議会は日高、八代、三方、清滝、西気の五カ町村の合併を決議した。

国府村は県の策定した合併計画に基づいて合併研究委員会を設け研究調査を行った。その結果、日高町との合併を希望する意見（村南部の部落）と豊岡市へ合併を希望する意見（村北部の部落）とに分かれて対立した。

昭和三十年となり、対立する意見を住民投票によって決定することが合併研究委員会の採決によって賛成二六対反対八で可決され、投票日時、投票所、選挙人資格、投票用紙等委細にわたり協議されたが、記名投票無記名投票の論争で調整がつかず、次いで区長、委員等より辞表が提出されたりもしたため、ついに二月六日予定の住民投票は不執行と決した。県の合併審議委員、県地方課長等の実情調査や斡旋もあったが、事態は好転を見なかった。

八代村、三方村、西気村、清滝村の四カ村の合併に関する動きはほぼ同じであった。この四カ村は村内に趣旨の普及に努め全村一致で県

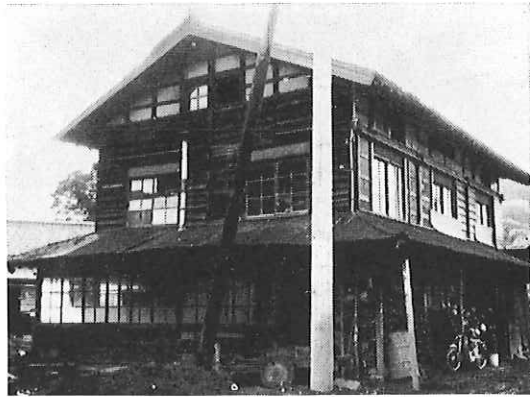


写真241 西気村役場

の合併計画に賛成し、国府の参加が不可能として八代、西気、清滝の各村は昭和三十年二月十日、三方村は次いで二月十二日に五カ町村による日高町新設合併を決議した。

ところが昭和三十年二月十七日になると、国府村は意見未調整のまま六カ町村合併の議案を提出し、欠席三退席一を除く出席議員一二名の記名投票により投票者全員の賛成で六カ町村合併を決議したので、これをうけて他の五カ町村も、日高、八代、西気、清滝各町村は二月十八日、三方村は二月二十日にあらためて六カ町村合併を決議した。次に日高町の議決の文章をかかげておく。

「議案第一号

城崎郡国府村、同郡八代村、同郡日高町、同郡三方村、同郡西気村、同郡清滝村の合併について

地方自治法第七条の規定により、城崎郡国府村、同郡八代村、同郡日高町、同郡三方村、同郡西気村、同郡清滝村を廃し、その区域を以て新たに日高町を設置し、同時に城崎郡国府村、同郡八代村、同郡日高町、同郡三方村、同郡西気村、同郡清滝村の一切の財産(権利、義務とも)は日高町に帰属するものとする。

昭和三十年二月十八日提出

日高町長 太田剛太郎

第五部 昭和後期

町村名	区分	説明会						懇談会			その他			
		回数	説明者	参集人員	回数	司会者出席者	参集人員	回数	主催者	参集人員				
清 滝	西 気	三 方	日 高	八 代	国 府	七	助村 役長	四八九	二	議助村 長役長	六三			
						七	助村 役長	二四七	二	助村 役長	五六			
						一七	助村 役長 合併 事務 担当 議員	一、六五九	五	議助村 員長役長	三〇二			
						三	議助町 長役長	八四	六	議助町 長役長	一五九			
						七	助村 役長	二三七	二	議村 長長	七一			
						一三	助村 役長	七四八	八	議助村 員長役長	二四一	三	助 役 合併 委員	一三〇

なお、合併関係町村の住民に対する啓発関係の説明会・懇談会等の開催状況を掲げると次のとおりである。

昭和三十年二月十八日右原案可決

新町建設の基本方針と合併条件

合併に関する日高町の町村合併促進協議会は、次の基本方針を決定した。

新町建設の基本方針

新町は、合理的かつ能率的な行政の運営を図るとともに農林業の多角経営とその改善向上、電源開発と地下資源の活用による経済力の増進、商工業の発展の助長および観光客誘致の態勢の完備につとめ、もって町財政を強化し住民の福祉増進と文化的田園都市を建設することを目標とする。それがため、次の三点を重点的に推進する。

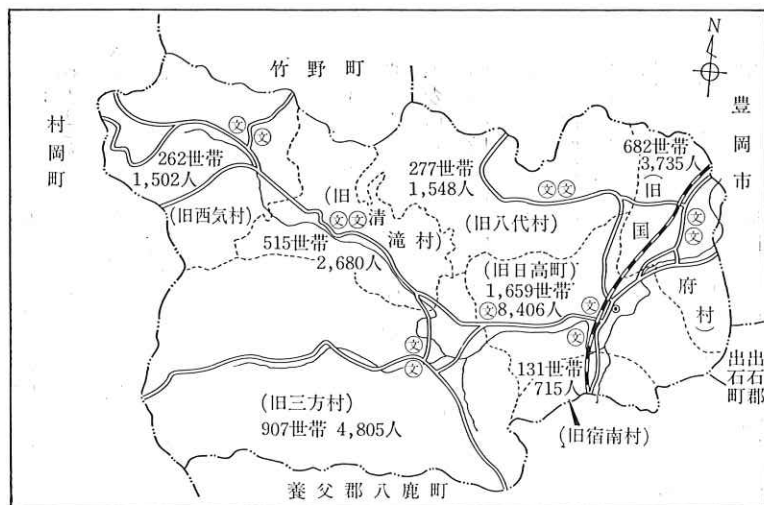
- 一 新地域社会の経営開発を計画的に行う。
 - 二 新町の経営能力を合理的に整理する。
 - 三 一つの地域社会としての一体性を速やかに確保する。
- また、次のとおり合併条件を決定した。

合併条件

- 一 合併の形成は新設合併とする。
- 二 新町名は日高町とする。
- 三 新町の役場は旧日高町役場とする。ただし、新築を要する場合はその当時の関係者に於いて更に検討し、最も適切なる位置を選定するものとする。
- 四 支所の位置は国府・八代・三方・西気・清瀧の各旧村役場とする。

- 五 支所に於ける権限は、当分の間、徴税・戸籍・配給・印鑑届・地区連絡その他適當と認められる事務とする。
- 六 議員の定数について、地方自治法により旧町村廃止と同時に退職し、新町に於て選出する合併後の議員定数は三十一名とする。選挙区は第一回のみ小選挙区制とし、その割当は左のとおりとする。
国府村 五名・八代村 三名・日高町 一〇名・三方村 六名・西気村 三名・清滝村 四名
選挙は四月十六日を予定する。町長の選挙は四月十五日を予定する。
- 七 教育委員会の委員の任期延長について選挙は四月二十三日を予定し、それまでの暫定措置として各町村公選の委員の互選により一名選出する。
- 八 農業委員会の委員の任期延長について、法第九条の三により定数を三十名とし、各町村に於て公選の委員の互選とし、その任期を昭和三十年七月三十日まで延期する。
- 九 職員の措置については、助役・収入役を一般職員とし、全職員を新町に引継ぐ。
- 一〇 財産・營造物及び負債の帰属処分について、町村財産は権利義務一切を新町に帰属せしめる。除外する財産については別途研究する。
 - 一一 小学校及び中学校の通学区域については、当分現状のままとする。
 - 一二 各種事業に対する特別負担を要する場合は取りきめについては、別途協議する。
 - 一三 各種団体の統合について、青年団・消防団及び婦人会は統合することを指導方針とする。農業協同組合及び森林協同組合は当分の間現状のままとする。

図10 町村合併区域全図



一四 合併実施の時期は、昭和三十年三月二十五日とする。

一五 健康保険組合については、新町に於いて普及指導するものとする。それまでは、現状のままとし、従来の負担を新町に引継ぐものとする。

一六 自治功労者については、各町村の特別事情を勘案して旧町村に於て処理するものとする。

兵庫県会議決と総理府告示

前述のように、各町村とも二月十一日前後に

すべて六カ町村合併の議決手続を完了したので、二月二十日に町村合併申請書が兵庫県知事に進達された。

これをうけて三月十五日、兵庫県会において新日高町合併の件が議決され、次で三月二十五日、総理府より廃置分合の件が告示された。

総理府告示第四二五号

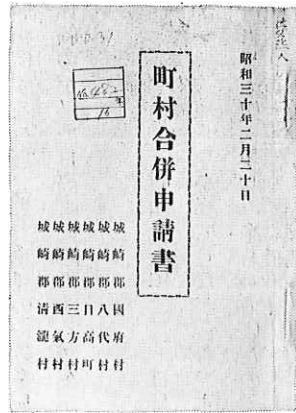


写真242 町村合併申請書

町村の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により兵庫県城崎郡国府村、八代村、日高町、三方村、西気村、清滝村を廃しその区域をもつて日高町を置く旨兵庫県知事から届出があった。

右の廃置分合は昭和三十年三月二十五日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年三月二十五日

内閣総理大臣 鳩山一郎

かくして昭和三十年三月二十五日、新しい日高町は発足した。町長職務執行者として旧三方村長小田垣陸三が就任した。

第二節 日高町と浅倉・赤崎区の合併

合併の経過

養父郡宿南村大字浅倉、赤崎の両区域は、昭和三十年二月一日、六カ町村の合併にさきだつて、旧日高町へ越郡して合併した。その総理府告示は次のとおりである。

総理府告示第一〇九号

町村の境界変更

地方自治法第七条第一項の規定により兵庫県養父郡宿南村大字赤崎及び浅倉の区域を城崎郡日高町に編入する旨兵庫県知事から届出があった。右の境界変更は昭和三十年二月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年二月一日

内閣総理大臣 鳩山一郎

この合併は昭和二十九年（一九五四）五月三日、太田剛太郎日高町長と藤原徳一宿南村長が合併に関し話し合い、五月十五日には赤崎区より兵庫県庁に陳情に行ったが、越郡合併の故を以って拒否されている。日高町に於いては、浅倉、赤崎両区の合併を七月二日の合併促進協議会に於いて確認すると共に、両区と共に熱意をもって運動した結果、県や宿南村の諒解を得、八鹿町の合併が昭和三十年二月一日に実施されるので、それより先に日高町が両区を合併すること、合併は対等合併の線に副うこと、両町村共今後の交誼を一層密にすること、等で意見の一致を見、昭和二十九年十二月十五日、日高町議会において宿南村大字浅倉、赤崎の両区を日高町に編入する議案が可決され理想的な合併が実現したものである。

合併の意義

昭和三十年二月十日付「日高時報」紙上で太田剛太郎町長は、「由来、浅倉、赤崎両区は郡を異にしながらも、本町とは地理的にも経済的にも人情風俗の上からも、その関係は緊密で一町村の如き親しみをもっていたのであります。距離的には浅倉と岩中は稲葉川を隔てるのみであり、赤崎もまた町役場から指呼の間に望むことが出来る近い所にあるので、むしろ町村を異にする事が不自然であ

り、従ってこれが合併は両者の宿題であり多年の懸案であつたのであります。しかるに県の町村合併計画案は、感情を考慮しない、只従来の区画によるのみであつたが、関係者間の良識による理解と熱意でよくその筋を動かし、但馬最初の郡境を越えて、ここに、円満に合併が実現した事はめでたい限りです」と祝福の辞を述べ、藤原徳一宿南村長は同紙上で、「過去三〇年来の念願を達成し、その責任者たる私としては感無量なものがあります」と挨拶している。

合併時の浅倉、赤崎の概況は次のとおりである。

区名	人口	世帯	赤崎橋よりの距離
浅倉	三五二	六五	日高町役場 二・〇キロ 江原駅 二・〇キロ
赤崎	三六三	六六	八鹿町役場 七・六キロ 八鹿駅 五・七キロ

土地両区合計面積

宅地 一万五四四〇坪
田畑 六七三反
山林 二四五九反
原野 四八反
その他 一八反

第三節 国府地区の分町問題

分町問題起る

さきに兵庫県 of 町村合併計画案が公表され、日高町を中心とする近隣六カ町村の合併が具
体化するにつれ、国府村に於いても昭和二十九年七月六日、村会議員、各部落代表、各種

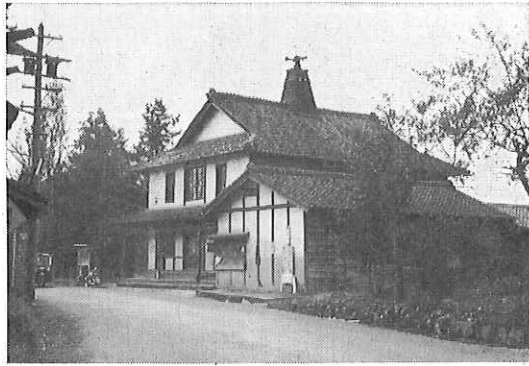


写真243 国府村役場

団体長等の出席を求め、国府村として取るべき方途について検討がなされた結果、この会議体をそのまま「合併研究委員会」に切り替えて、その際の決議として「国府村は絶対分村しない方針のもとに合併する」ということで満場一致をみた。即ち豊岡市、日高町の何れに合併するとも、国府村は同一行動を取るというのである。「絶対に分村はしない」という基本方針を決したものの、具体的に合併問題を推進するに当たり地理的、社会的環境を考える時、日高地区と豊岡地区の中間に位置する国府村としては、その何れを選ぶべきかの問題に直面するのにもまた当然であった。

この問題を研究するため小委員会が設けられ、日高地区、豊岡地区に直接出向いてその利害得失を調査研究した結果、小委員会としては、「県の計画に賛成、日高地区に合併する」と決定し、十月三日の研究委員会にこの旨を報告し細目別に説明を行った。ついで十月六日の研究委員会での問題につき各部落の意向を求めたが、その結果は、南部七部落は日高地区（戸数比六五・二％）、北部五部落は豊岡地区（戸数比二九・〇％）で、中部一部落（戸数比五・八％）は中立を表明した。しかしこの日は結論をさけて、「あくまでも分村しないで村一本で合併する」との基本方針を再確認した。

その後も論議を続けたがまとまらず、十二月二十三日の研究委員会に於て住民投票に問う事に決し、翌昭和三十年一月三十一日の委員会で、「住民投票の実施期日を二月十一日とする」との正式決定を見た。

この間、日高ブロックの日高、八代、三方、西気、清滝の各町村では、県の策定案通り対等合併する計画が順調に進捗し、国府村の態度如何にかかわらず合併しようとの気配があり、且、県議会への上程が三月十五日と予測されたので、国府村としても態度決定の遅延を許されず、委員会としては日高地区か豊岡地区か、何れの結果が出ようとも、態度を鮮明にせざるを得ない状態に追いこまれ、ここに、良かれ悪かれ要求があるがままに住民投票によって決定する事になったのである。

この住民投票も、投票方法が記名投票、無記名投票のいずれによるかで紛糾し、折合がつかないまま日時が経過し、ついに二月十一日にも住民投票は行われなかった。一方、日高町など五カ町村は、「国府村を除く五カ町村で新町を発足する」とし、各々議会で議決したことは既にのべたとおりである。

昭和三十年二月十七日、長沢昂国府村長は村議会を招集し、国府村、八代村、日高町、三方村、西気村、清滝村の六カ町村合併の議案を上程、これを原案通り多数をもって可決した。

国府村をあくまでも分村しないとの基本方針は住民の意志であり、いつ果てるとも判らない対立論争で合併の機を失してはとの責任感から、村長としてはかかる手段を執らざるを得ない状態にあったのであった。この国府村の決議を受けて、他の五カ町村も五カ町村合併を六カ町村合併に改めて決議した。しかし、国府村にあっては村会の議決を不満とする北部側はこれによりますます硬化し、事ここに及んでは村内での解決は至難として、県議会上程に先がけて県ならびに新日高町に対し反対運動をひろげて行った。

三月十一日、県庁に於て北部側は副知事立会の下に日高町側と三者会談を行ったが、その時、「分町したいのならばともよいが、既に合併決議も了しており、この際一応六カ町村の円満なる合併を実現し、しかる後新町で考慮する」との話し合いが行われた。

また三月十五日、県会本議に於いて総務常任委員長は、「日高町ブロックの合併については、将来問題が提起された時は勧告等、適切なる措置を講ぜられたい」旨報告して議決された経過もあった。

以上が旧国府村内の経過である。

昭和三十年三月二十五日、新高町が発足し、無競争当選により初代町長に森垣利助が就任し、町議会議員三名も決定したが、庁内行政組織機構の整備、議会構成も漸く終えた五月六日、旧国府村北部七部落（上佐野、上石、芝、池上、竹貫、堀、野々庄）代表、豊岡市合併推進委員長森田勘一、他一〇名より境界変更の請願書が町長、議長に提出された。この頃、北部分町側は従来の五部落に堀、野々庄の二部落が加わり七部落となっていた。

賛成側と反対側の主張点

北部側（分町賛成側）の主張点は次の如くであった。

- 一、旧国府北部七カ部落は金融、経済、生活環境等全く類似し、つながりの深い豊岡市へ合併する方が妥当であること。
- 二、旧国府村北部七カ部落の住民は文化の中心である豊岡市に日常生活が直接しており、但馬地方特産の杞柳製品の加工、原料生産等で特に強く豊岡市地区内産業と結びついていること。

三、円山川および、その流域の水防に関しては、生命財産を保護する同一環境にある豊岡市でなければ、立場の理解が容易でないこと。

四、旧国府村北部七カ部落は、豊岡市とともに、蓼川堰水利組合を組織し、農業用灌漑の水利を中心に交渉を継続した事。

五、豊岡市は公立豊岡病院があり、医療関係は全く豊岡市に依存する状態で、区域内に医療施設皆無な吾々地区は豊岡市とは人命的にも絶対的な関係にあること。

六、就職関係より見て、吾々地区民の就職の大部分が豊岡市の官公衙、会社その他へ勤務する状態で、将来農村の二・三男および女子の就職は豊岡市へ依存するより他はない。

七、教育関係は、高校、実高が豊岡市にあって密接不可分な関係を有し、将来、教育文化の中心豊岡市の建設に参加することは宿望である。

八、北部七カ部落住民の販売購買共に、九〇%以上が豊岡市に依存しており、国府駅の乗降客の八〇%以上が豊岡市への利用客で、生活交通共に両者の関係は不可分なものである。

これに対する日高町及南部諸部落（分町反対側）の主張点は以下のとおりであった。

一、分町運動は旧国府村北部七カ部落住民大多数の自由な意思に基く合理的な要望であるとは認め難いこと。

二、地勢、距離、通信関係、消防関係、教育施設、各種団体等の生活関係、産業、水利等から見て、旧国府村北部七カ部落の分町は不適當であること。

三、旧国府村北部七カ部落を分町するとしても、その区画が不自然かつ困難であること。特に、

①旧国府村の地区は一般に平坦地であつて完全な一区画を形成しており、これを分割することは不自然であり、しかも、不可能であること。

②土地の所有、耕作の変更に困難な事情を含んでおり、特にこれに絶対不可欠の水利関係に非常な困難を伴うこと。

四、新たに中、小学校及び幼稚園を設置する必要が生じ、生徒、児童、園児の就学関係に不自然な変更を加えなければならぬ事になること。

五、財産処分、营造物の管理が合理的に行われる見通しがなく、紛議の因となること。

六、旧国府村北部七カ部落の分町を認めると、町内において他に波及する憂があること。

そして種々の点より考慮検討の結果、分町は不可であるとの結論に達し、北部分町側の意に副い難い旨主張点を具して、九月八日、県及び県町村合併促進審議会に日高町長森垣利助、同議会議長谷垣喜信より陳情書を提出した。

他方では九月十日、日高町長より町議会に対し左の諮問があつた。

「諮問、

境界変更の請願について

昭和三十年五月六日、国府地区北部代表委員長森田勘一外一〇名より提出の豊岡市との合併請願につき慎重に検討した結果、その趣旨に副えないものと思考する。但し、県が分町につき指示する事態に至つた場

合は、豊岡市へ最も近接する上佐野納屋部落は地勢上止むを得ないものと認める。
右議会の意向を諮問します。

昭和三十年九月十日

日高町長 森垣利助 印

日高町議会議長 谷垣喜信殿
この諮問に対して、町議会は全員協議会をもって審議し、次の如く答申した。

「答申書

昭和三十年九月十日、境界変更の請願について日高町の諮問の件は、全員協議会に於いて慎重審議の結果、町長の意見は妥当なるものと認める。

昭和三十年九月十二日

日高町議会議長 谷垣喜信 印

日高町長 森垣利助殿

追って九月二十二日、請願の主旨に副うことが出来ない旨が町長及び議長名をもって請願者北部代表委員長森田勘一宛に通知された。

北部分町側の実力行使闘争

ここにおいて北部分町側部落は、豊岡市への合併を期して町税を滞納し、日高町長に対して、分町問題が円満解決の節に全額納入する事を確約の上、税

金は各部落毎に区長が一括して府中郵便局に預入する強硬手段に踏切った。区と町と意見が対立する時、最後の手段としてよくとられる「税の滞納」戦術である。

日高町としては発足後日も浅く、行政事務が山積の折柄、徒らにこの問題の解決を延引することが出来ないで、この間の事情を県に訴え、合併促進審議会に於て速かに適切なる措置を講ぜられん事を要求した。

かくして十月五日には兵庫県総務部長、十一月四日には県合併促進審議会委員真鍋又治郎、細見達蔵、小谷守の三県会議員が来町、つぶさに現地を調査し、町当局、南部、北部の関係住民の意見を聴取した。

十一月十五日、兵庫県当局は、町長、議長並に北部代表一名を県庁に招集し、この問題を県に白紙委任し解決する様要請した。日高町としては白紙委任に応じたが、北部代表はこれを一蹴したので、県の調停も不成立に終った。

日高町は新年度予算の編成期も迫り、各般の事業計画にも支障を来たすので、昭和三十一年（一九五六）一月十七日、兵庫県知事に対し県町村合併審議会の決定の要旨を指示される様申請した。

これに対する兵庫県の指示は次のとおりである。

「兵第二四号

昭和三十一年一月十九日

兵庫県 総務部長 回

日高町長殿

旧国府の一部区域の分町問題について

一月十七日付を以て御照会の標記のことについては、県当局及び県町村合併促進審議会に於いて慎重なる調査審議を経た結果、『一旦、合併町村として発足した以上、凡ゆる困難を排して新町建設に邁進することが最も望ましいことではあるけれども、諸般の情勢上、若し分町せざるを得ないものとすれば、本件に対する客観的合理性からして、上佐野・納屋部落の区域に止める事が妥当と考えられる』との結論に達して居るので、此の旨篤と御了承の上、貴町に於いては大乗の見地から、誠意を以て今後の町政運営に最善の努力を払われたい。以上

この県の指示は、先に町の諮問に対する町議会の答申とも合致し、新日高町の進むべき途を明示したものであった。また、「この指示を武器として用いず、あくまで誠意を以て解決に対処する様に」との注意もあつたので、これらを旨としてその処理に当たる事になった。

そこで日高町は、二月五日付日高広報特集号を以て、「国府北部地区分町問題に対し、町民各位に告げる」と題して、過去の経過を詳細に報告し、併せて、北部住民に対し町税の納入を懇請し、全町民の理解と協力を要請した。このような情勢下で、北部分町側は活動を活発化し、「日高町民に告ぐ」のパンフレットを日国府村各戸に配布して、分町解決まで運動を続行するとその決意を訴え、二月十四日には約六〇名がデモ隊を組んで日高町役場に参集し、午前一〇時より徹夜で善後処理委員と交渉、二月二十二日には雪中をムシロ旗数本を立てて、一〇〇余名がデモ行進で豊岡市章入りの白鉢巻姿で役場へおしかけ、分町運動は最高潮に達した。役場に到着したデモ隊が取り囲む中で、町側九名、分町側一四名の委員は、午後から徹夜で交渉を重ねた。両者共妥協に対する何等腹案もなく、従来の分町論争を繰り返し、「分町を認めよ」、「認めない」



写真244 氣勢をあげる分町派

次の分町問題は、国府地区の紛争から波及した問題であるから、国府南北両者間で話し合い、解決を図ってもらいたい」との申し出を両者共承諾し、南北両者の会議が度々行われたが、町当局案を支持する南部側部落と住民の意思を尊重せよと主張する北部側の妥協はより以上困難で、交渉は再び日高町へ返されたが以後の交渉も進捗を見ず、会議の打ち切り説も度々話題となった。

八月十日、日高町は警察官の立会協力を得て、町税滞納金の取り立てを強制執行した。この執行の善悪については、町当局、分町側、共にそれぞれの立場、見解の相違があり、強く分町側を感情的に刺激する決断であつ

の並行線をたどるのみであった。

県に対する陳情合戦も、広報やピラによる町内宣伝も、また、デモによる交渉も、解決のためには逆効果を与えるのみで、却って感情的になり、益々前途多難を思わせた。

この頃堀部落は北部側から脱退した。

その後約一カ月の冷却期間をおいて、三月二十六日、町側の、「今



写真245 雪中ムシロ旗デモ行進



写真246 分町反对町民総決起大会

たが、財政の再建が問題となっていた町当局としては止むを得ぬ処分であった。

八月十一日には、分町側（野々庄、池上、芝、上石、竹貫、納屋、上佐野）の各区長、農会長は、町の滞納処分強行を不満とし、町行政に協力できないと辞表を提出した。町村合併促進法は、有効期間が昭和三十一年九月末日迄の時限立法で、同法失効後は、新市町村建設促進法に移行する関係もあって、県も事態収拾に全力をあげたので、県に対する日高町、国府南部、北部の三者の陳情運動は一層の激しさを加えた。

昭和三十二年（一九五七）一月十二日より、分町側は豊岡市に対して、合併実現方陳情、嘆願の運動を繰り返したが、一方、日高町に於ては、五月三日、分町反对町民総決起大会が開催され、「我々日高町民は総力をあげて、断固分町反对のため、あらゆる手段と実力を以てたたかうことをここに宣言する」との決議をなし、決議文を県に進達する等、町民あげての争いとなった。

県の一言一句に対し、或は楽観し、或は激昂し、一喜一憂を繰り返しながら、感情の赴くままに激しい陳情合戦を続けることは、双方共に多大な労力の消費と多額の出費を要し、しか

も、二カ年の長きに亘る紛争により町民も忍耐の限度に達した。

円満解決へ

遂に当局は事態の円満なる解決を図る為、昭和三十二年三月七日、日高町分町問題を町村合併調整委員（調整委員長八百亀治、委員坪田清一、俵静夫）の調停に付した。調整委員は数回にわたり会議を開き、四月二十六日、八百亀治委員長、俵静夫委員の二名が現地視察のため来町、森垣利助町長、谷垣喜信議長、森田勘一、田原円三両北部代表の四名が説明立会人として、午後二時より五時半まで現地を視察した上、それぞれの意見を開陳聴取した。

五月十六日、神戸市生田区の兵庫県自治会館に於て、町村合併調整委員会議が開催され、「日高町の境界変更に関する争論処理の件」が議せられた。当日出席した北部七カ部落住民代表に対して、調整委員より、分町を断念する様説得がなされた。そして、双方は互譲の精神により、理解と協力を以て、日高町の円満かつ健全な発展に努める、旨の覚書を次とおり交換して円満に解決した。

覚書

昭和三十二年三月七日、兵庫県知事から、町村合併調整委員の調停に付された城崎郡日高町にかかる一部分分町問題については、昭和三十二年六月十九日の調整委員会において示された次の事項につき、双方は互譲の精神により、理解と協力をもって、日高町の円満かつ健全な建設発展に努力することとし、信義と誠実をもって、積極的且つ早急に実施するものとする。

- 一、北部地区の大同団結を促進する方途を講ずること。

二、八代川の改修問題並びに八代橋の改修の実現に努力すること。
三、府中中学校は現在地に存置すること。
四、国府駅から中筋を経て、出石に通ずる道路、及び橋梁、並びに国府駅から八代に通ずる県道の拡張、及び改修工事の速かな実現に努力すること。

五、北部地区の滞納問題について善処すること。

六、分町問題に関する諸経費について善処すること。

七、各部落の施設改善については、別途委員会を設置して実施案を作成すること。

右の実現を保障するため、ここに関係当事者が署名捺印し、覚書を交換するものとする。

昭和三十三年六月十九日

日高町長 森垣利助 ㊤

日高町会議長 谷垣喜信 ㊤

日高町代表 吉谷誠一 ㊤

同 和多田忠繁 ㊤

同 斎藤一雄 ㊤

同 吉田 茂 ㊤

同 戸田繁治郎 ㊤

池上部落代表 森田勘一 ㊤

第二十三章 町村合併と新日高町の誕生

立会人

兵庫県町村合併調整委員

上佐野	同	金尾克己	㊟
野々庄	同	中野栄二	㊟
東西芝	同	田原円三	㊟
納屋	同	上倉寅雄	㊟
竹貫	同	才崎兵治郎	㊟
上石	同	大植善男	㊟
南部代表		正木鉄之助	㊟
府中新代表		竹森弥三郎	㊟
八百亀治	㊟		
俵静夫	㊟		
坪田清一	㊟		

次いで同年六月二十二日、調整委員は覚書の線に沿った調停案を両市町長に勧告した。
「勧告書

豊岡市

城崎郡日高町

豊岡市と城崎郡日高町の境界変更に関する争論について、新市町村建設促進法第二十七条第一項の規定により、昭和三十二年三月七日、兵庫県知事から、町村合併調整委員の調整に付せられたので、慎重に調査審議の結果、現状のまま推移するときは、新町の全面的な建設推進に重大な支障を来たすことを深く憂慮し、従前当該地区が属した旧国府村全村民の共通の利益という見地から、町村合併調整委員一致の意見をもって、当該地域社会の円満且つ速やかな建設発展を希求し、同条第二項において準用する 第二十六条第三項の規定により、左記の調停案を受諾するよう勧告する。

昭和三十二年六月二十二日

兵庫県町村合併調整委員

委員長 八百亀治 ㊦

委員 俵 静夫 ㊦

委員 坪田清一 ㊦

調停案

一、城崎郡日高町のうち、大字上佐野（通称納屋の区域を含む）、竹貫、上石、芝、池上及び野々庄の区域に、分町の上、豊岡市に編入の希望があるが、地勢、交通、経済、教育、その他の事情に照らし、日高町にとどまることが適当である。

二、城崎郡日高町は、当該地域の円満且つ健全な発展に資する諸般の事業計画を、早急に樹立し、優先的且つ積極的に実施するように努力すること。

㊦

この県の調停案を日高町は町議会の決議を得て受諾した。

「日総第八四三号ノ一

昭和三十二年七月一日

日高町長 森垣利助 印

兵庫県知事殿

調停案受諾書

当町の一部境界変更に関する争論について、六月二十二日付を以て、町村合併調整委員より勧告を受けた調停案を受諾する。

よって議会の決議書を添付御届け致します。 以上

ㄥ

上佐野部落豊岡市へ合併

国府地区北部の分町問題は、覚書の交換、県の調停案受諾により一応の落着を見たが、このうち上佐野部落は住民の意向により、なお豊岡市への合併を強く要望し、昭和三十二年十二月五日、住民一九三名の連署を以て、境界変更承認の請願書を日高町長に提出した。

この件に関しては、十一月二十六日、兵庫県寺畑総務部長及び浜村地方課長が来町し、松本利明北但財務事務所長を加えて町当局との話し合いが催され、その後も町建設審議会、議員協議会、上佐野（納屋を含む）部落との話し合い、或いは豊岡市との話し合い等が度々開催され、審議が重ねられた。

境界變更に賛成の意見は、昭和三十年九月十日の日高町長の諮問に対しての議会の答申や、昭和三十一年の県総務部長よりの通達文等を勘考して多数住民の意志に副うべきだとし、境界變更反対の意見は、今般の合併問題解決覚書に何の条件も付さず上佐野、納屋の代表も調印しているし、また県の調停案にもこの点にはふれていないので、日高町の将来を考慮して住民の翻意を促すべきだとした。

昭和三十二年十二月十五日、第十一回町議会定例会に於て、議案第四三号「境界變更及び財産処分について」の議案が上程され、審議の結果、次の如く原案通り決議された。

「議案四十三号

境界變更及び財産処分について

地方自治法第七条の規定により、城崎郡日高町大字上佐野の区域を豊岡市に編入することとし、同時に、当該区域に属する財産（一切の権利義務共）は豊岡市に帰属せしめるものとする。

昭和三十二年十二月十五日提出

城崎郡 日高町長 森垣利助

可決確定

「上佐野（納屋を含む）境界變更に関する調査

豊岡市 増。日高町 減。

一、人口、戸数

人口三四八人、戸数六五戸



写真247 合併祝賀人文字（日高小学校校庭）

二、面積

面積二・三平方キロ、東西三・五キロ、南北一・四キロ

三、土地

宅地 七五一八坪、田畑二九〇反 山林四八二反、原野一一反、

その他一反。

次いで兵庫県は、十二月二十日、告示八二六号の七をもって、翌昭和三十三年（一九五八）一月一日から上佐野の区域を豊岡に編入する旨告示した。

「総理府告示第五四四号

地方自治法第七条第一項の規定により、兵庫県城崎郡日高町大字上佐野の区域を豊岡市に編入する旨、兵庫県知事から届出があった。右の境界変更は、昭和三十三年一月一日から効力を生ずるものとする。

昭和三十三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

以上で過去四年間にわたる、日高町のいわゆる「国府分町問題」と称する紛争はここに終結した。この史上稀に見る町を挙げての紛争も、解決後は全町民これに何のこだわりも残さず、益々一致団結して

新町村の建設計画実施に向つて邁進し、今日の新日高町発展に協力しつつある事は、喜ばしい次第である。

紛争中一番懸念したことは教育への影響であったが、関係住民の理解と教育関係者の努力によって、児童、生徒に何等影響を与えなかつたことは喜ばしい限りであった。

しかしながら、昭和二十九年、県の町村合併策定案を基礎として、住民の福祉を祈念し、大日高町建設の大きな希望を以て発足した町村合併が、四年間もの長期に亘り紛争を続けた事は、これを記録にとどめるだけで終らせてはならず、将来への貴重な教訓として、常に住民の知性と信頼性、親和感を高め、紛争を再び繰り返さぬよう、不断的努力によって建設的に生かしてゆく必要が痛感される。

第四節 新日高町の行政機構

日高町の行政機構

六カ町村の合併により生れた新日高町は、町役場の位置を旧日高町役場の位置に決定し各町村役場をここに統合した。各町村の助役収入役などは一般職とし、全職員一三〇名を新町に引き継いだ。

日高町長職務執行者小田垣陸三は日高町長選挙を昭和三十年四月十日に行うことを専決し、選挙の結果無投票で森垣利助が当選した。

役場の機構は、町長、助役、収入役の下に総務課、会計課、税務課、産業課、厚生課、土木水道課、の六課と教育委員会を設置した。又国府、八代、三方、清滝、西気の旧村役場に支所を置き、国府支所に七名、

八代支所に三名、三方支所に五名、清滝支所に三名、西気支所に三名の職員を置いたが、昭和三十一年四月八日廃止し本庁に統合された。

旧町村からの職員引継人数は次のとおりである。

国府村	八代村	日高町	三方村	清滝村	西気村	計
一九人	一二人	四七人	二三人	一五人	一四人	一三〇人

新日高町議会は議員の選挙区及び選挙すべき議員の数に関する条例を制定し、日高町議会議員の選挙を昭和三十年四月十日に行う事とした。

「専決第四号

日高町議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第五項及び第七項の規定により日高町議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の通り定める。

記

選挙区の名称	区域	議員定数
第一選挙区	旧国府村の区域	五人
第二選挙区	旧八代村の区域	三人
第三選挙区	旧日高町の区域	一〇人

第四選挙区 旧三方村の区域 六人

第五選挙区 旧西気村の区域 三人

第六選挙区 旧清滝村の区域 四人

右地方自治法第一百七十九条第一項の規定により専決する。

昭和三十年三月二十五日

日高町長職務執行者 小田垣陸三

右承認済

昭和三十年四月十六日に六選挙区で選挙が行われ三二名の議員が確定した、議会には事務局と総務委員会、財務委員会、農林委員会、商工観光委員会、文教厚生委員会、の五常任委員会を置き、議会に関する諸例規も制定され機構は整備された。

昭和三十四年の選挙から六選挙区制は廃止され全町一区制となった。議員定数は昭和三十四年選挙は三〇人、昭和三十八年選挙は二四人、昭和五十年選挙は二〇人と逐次減じられている。

昭和五十六年十一月二十四日、新役場庁舎への移転が行われた。現在の日高町役場の行政組織は左の通りである。

一、町長事務部局 一一一人

町長、助役、総務課、税務課、住民課、保健課、産業課、商工観光課、建設課、出納室、農業改善センター、ことぶき苑、西気へき地保育所、

一、公営事業 一〇人
水道事業所

一、議会事務局 三人
議会事務局

一、教育委員会事務局 四〇人

教育長、庶務課、社会教育課、学校給食センター、各学校、各幼稚園、

以上職員定数 一七四人

(尚、昭和五十五年八月一日から収入役を置かず助役がその職務を兼掌することになった。)

一、日高町議会

総務常任委員会、文教民生常任委員会、産業建設常任委員会、

合併以後日高町の町行政にたづさわった主なる人は次の通りである。

町長		助役	
氏名	任期	氏名	任期
森垣利助	昭和三〇・四〜三四・四	和田実一	昭和三〇・五〜三一・三
太田了二	昭和三四・五〜四四・九	藤原徳一	昭和三一・四〜三五・三
森垣壮	昭和四四・一〇〜五〇・九	森垣壮	昭和三五・四〜四四・九
長沢昂	昭和五〇・一〇〜現	木山下俊郎	昭和四四・一二〜五六・一二
			昭和五六・一二〜現

て引続き利用されることとなった。しかし、敷地は極めて狭く、庁舎本館も狭く、別館の新築、本館の増築、教育委員会事務所の分散などで対応せざるを得ず、建物の老朽化、建物や駐車場の面積不足、執務能率や住民サービスの低下などに対応する庁舎新築が、新町政の重要課題として日程に上ってきた。また拠点集会施設がなく、この建設も新高町誕生以来の悲願として懸案事項となったのである。

昭和四十一年（一九六六）以来、町民センターの建設が長期建設計画で取組まれ、昭和四十七年（一九七二）には綜合庁舎建設審議会が設置され、国分寺・祢布ヶ森周辺が敷地として適当であると決定し、用地買収に着手、時の森垣壮町長の在任中の、昭和四十八年度（一九七三）に約三万平方メートルの用地買収が完了した。当敷地付近に国分僧寺跡、祢布ヶ森遺跡が存在するため、埋蔵文化財の確認調査を実施し、弥生時代等の土器や石器が出土したので、町民公園、祢布ヶ森遺跡公園として保存することに決定し、全体整備構想として町民センター、大ホール、庁舎を整備完成せしめる雄大なスケールのものとなった。以下その建設の年次を示そう。

昭和五十一年（一九七六）敷地粗造成完了。

昭和五十三年（一九七八）三月、文部省補助により文化財収蔵庫完成。

六月、農村総合整備モデル事業により農村環境改善センター完成。町民公園整備。

昭和五十六年（一九八一）十月、日高町役場新庁舎完成。

つきに夫々の建築概要をのせておく。



写真248 日高町役場新庁舎内部風景

一、日高町農村環境改善センター（町センター）
町センターは、農村総合整備モデル事業の一環として、新庁舎を考慮したしよしゃな姿で建設された。この施設は日高町が目ざす活力と魅力あふれる町づくりのため、町民が文化、体育など各層各方面で活用する殿堂である。

位 置 日高町国分寺八五〇番地

敷 地 日高町役場庁舎敷地内

構造規模 鉄筋コンクリート造二階建

建築面積 一一二八平方メートル

延床面積 一八九七平方メートル

総工費 三億三〇九八万九〇〇〇円

施 工 株式会社銭高組（大阪市）

設計監理 株式会社日本技建（東京都）

工 期 昭和五十二年八月二十日着工
昭和五十三年六月三十日完成

二、日高町役場

日高町役場新庁舎は、活力と魅力あふれる町づくりの拠点として、近代建築の粋を集めた、二十一世紀の日高町の創造にまい進す



写真249 日高町役場町議会議場風景

る町政のシンボルである。

位 置 日高町布布九二〇番地

敷地面積 約三万平方メートル（町民センター全体を含む）

構造規模 鉄筋コンクリート造地下一階、地上三階、塔屋一階

建築面積 一六八二平方メートル

延床面積 三九一八平方メートル

総工費 九億六九〇〇万円

施 工 株式会社銭高組（大阪市）

設計監理 株式会社日本技建（東京都）

工 期 昭和五十五年九月十二日着工

昭和五十六年十月三十日完成

駐 車 場 一二六台収容

新庁舎は、住民サービス対策として、町民ホール、待合ホール、町民広場、駐車場、町民センターへの渡り廊下、ローカウンター、町民相談室などを設置し、身体障害者対策として、車椅子用スロープ、自動ドア、身障者用便所の設置などに配慮し、更に執務能率の向上のために、ワンフロア、移動カウンター、簡易間じきりを採用し、耐火書庫五カ所、移動棚、物品庫六室、資料室、青写真室、製図室、厚生室、互助会室、空調機の自動制御装置、などを設置している。